

令和7年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

申告書の提出期限は
令和7年1月31日（金）です。

- ※申告書の控えが必要な方はあらかじめコピーをとっていただくようお願いします。（P6「償却資産の申告について」参照）。
- ※e LTAX申請の方は所有者コードを記載してください。



下関市

目 次

償却資産とは	P 2~5
償却資産の申告について	P 6~8
個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載のお願い	P 9
税額の算出方法について	P 10
固定資産税の軽減措置等	P 11~12
提出種類の記入例	
償却資産申告書	P 13~14
種類別明細書	P 15~18

償却資産とは

会社や個人で工場や商店、漁業・農業などの事業を営んでいる方がその事業のために用いている構築物（家屋として評価していない建物附帯設備を含む）・機械・備品等をいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産は土地・家屋とは異なり、所有者には毎年の申告義務が課されています（地方税法第383条）。

償却資産の種類別分類（一例）

種類番号	資産の種類	具 体 例
1	構 築 物	舗装路面・広告塔・門・へい・カーポート・自転車置場・緑化施設・庭園・物置（定着していないもの）等 《家屋として評価しない建物附帯設備を含みます。》
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置・駐車場機械装置等
3	船 舶	客船・貨物船・漁船・ボート・遊覧船等
4	航 空 機	飛行機・ヘリコプター・グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」の車両）等 《自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は対象外です。》
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	各種工具・事務机椅子・応接セット・陳列ケース・ルームエアコン・冷蔵庫・室内装飾品・パソコン・プリンター・レジスター・看板等

業種別の課税対象償却資産（一例）

（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(5)、その他
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医 (歯) 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリートの塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他

申告の対象となる資産・ならない資産

償却資産の中でも、市へ申告いただく対象となるものとならないものがあり、それらの分類は以下のようになります。

● 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

- （1）土地・家屋以外の有形固定資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産
- （2）耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価額（付隨費用を含む）が10万円以上の資産。ただし、法人の場合10万円未満のものでも決算時に減価償却するものは申告の対象になります。

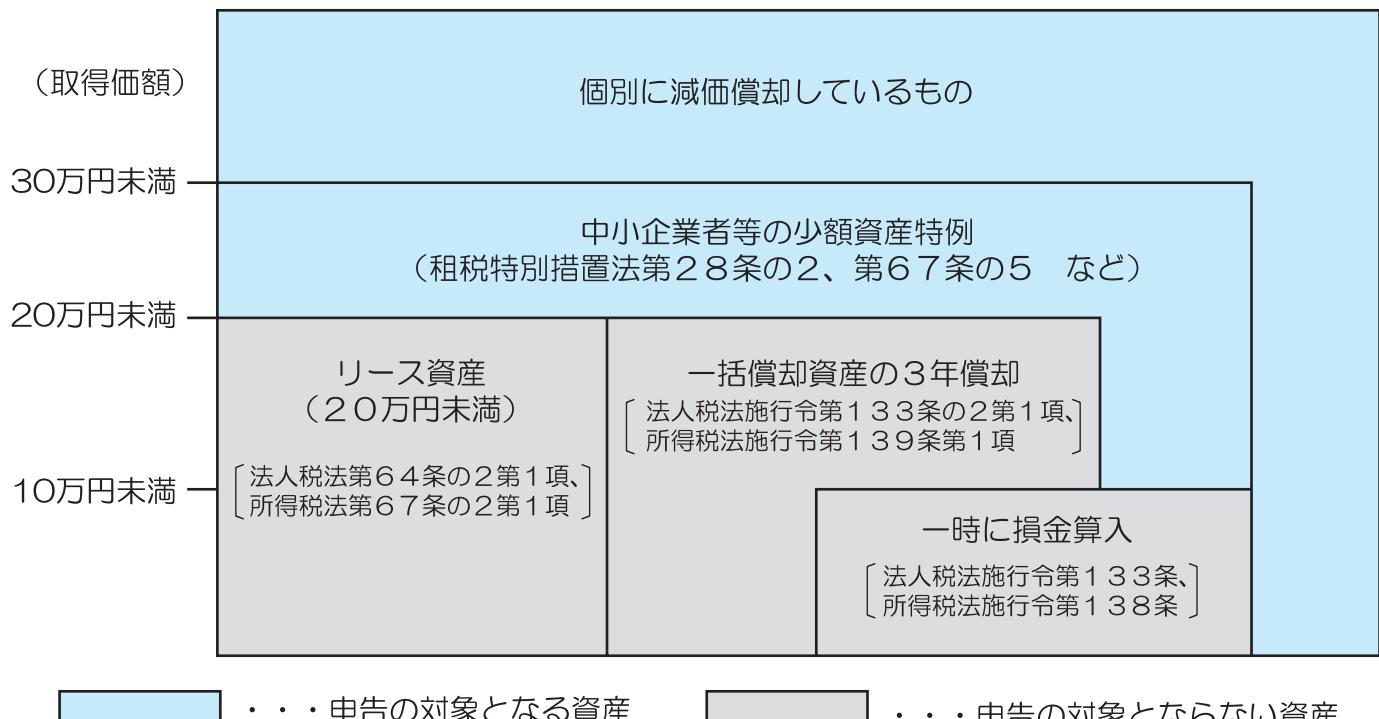
※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告が必要となります。

- 1. 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- 2. 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産
- 3. 遊休資産・未稼働資産
- 4. 実際の売買にあたるようなリース資産
実質的に割賦販売であると認められる場合や、リース期間終了後に譲渡される場合は借手が申告の対象となります。
- 5. 改良費
資本的支出として資産計上したものは、新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して申告してください。
- 6. 福利厚生施設・社員研修施設
- 7. 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により損金算入した資産

● 申告の対象とならない資産

- 1. 無形固定資産（ソフトウエア・特許権・商標権・営業権等）
- 2. 繰延資産（創立費、開業費等）
- 3. 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両
- 4. 棚卸資産（商品・製品・原材料・仕掛品等）
- 5. 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象です）
- 6. 美術品（ただし、法人税及び所得税の取扱において、減価償却資産に該当するとされるものは申告の対象です）
- 7. 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入又は必要経費として処理しているもの）
- 8. 一括償却資産（取得価額が20万円未満で3年間で償却する減価償却資産）
- 9. ファイナンス・リース取引に係るリース資産のうち、平成20年4月1日以降にリース契約が締結され、かつ所有者が取得した価額が20万円未満のもの

償却方法と取得価額による申告対象一覧



令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は『一括償却資産の3年償却』及び『一時に損金算入』の対象外となります。

国税（法人税・所得税）との違い

取扱いについて国税（法人税・所得税）と異なる点がありますので注意してください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる定率法 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同じです	定率法、定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（圧縮前の取得価額を記入してください）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

附帯設備等における家屋と償却資産との区分

家屋の附帯設備（建築設備）の中には、償却資産として取り扱うものもあります。償却資産として取り扱うものについては、ご申告をいただく必要があります。

- 家屋と設備の所有者が異なる場合（テナント等で借主が事業用に取り付けた家屋の附帯設備）はすべて償却資産となります。

※テナント等で借主が事業用に取り付けた家屋の附帯設備…この場合、家屋の所有者はテナント貸主、設備の所有者は借主である事業主となります。

- 家屋と設備の所有者が同じ場合は以下の表のとおり区分されます。

設備の区分	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	受変電設備一式（キュービクル等）	
予備電源設備	自家用発電設備、発電機設備、蓄電池設備	
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備 (ネオンサイン、投光器、スポットライト等)	屋内照明設備、分電盤
電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	装置一式	
避雷設備、火災報知設備		設備一式
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備 屋外設備	左記以外の設備
空調設備	ルームエアコン（壁掛型） 特定の生産又は業務用設備	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター 小荷物専用昇降機
外構設備	舗装路面 門、ヘい、フェンス、緑化施設、庭園等	

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

家屋に含めるものに該当する設備であっても、設備の所有者が家屋の所有者と異なる場合は、すべて償却資産となります。（地方税法第343条第10項、下関市税条例第54条第8項）

償却資産の申告について

申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、資産の貸し付けをしているなどの事業を行っている方で、令和7年1月1日現在に下関市内に償却資産（P2参照）を所有している方です。

※控が必要な方は、あらかじめコピーをとっていただくようお願いします。

提出の方法

以下の3通りの方法があります。

1. 窓口への直接の提出

提出期限間近になりますと、窓口が大変混雑します。早めに提出していただきますよう協力をお願いします。

2. 郵送での提出

提出は裏表紙に記載している申告書の提出先までお願いします。

受付済の控の返送を希望される方は、**コピーした申告書と切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。** 切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

3. eLTAX（地方税ポータルシステム）での提出

「地方税共同機構」が運営するeLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方式です。

具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

eLTAXヘルプデスク

- ・電話 0570-081459（つながらない場合は 03-5521-0019）
9:00～17:00 受付（土日・祝祭日と年末年始を除く）
- ・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

《自会計システムの出力帳票による申告》

● 償却資産申告書について

- ・法定様式（第26号様式）を使用してください。
- ・本市から申告書を送付済の場合は、事務処理上必要になりますので、本市の申告書もそのまま一緒に提出してください。

● 種類別明細書（増加資産・全資産用）について

- ・毎年度、全資産明細書を添付してください。
- ・資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、評価額を必ず記入してください。

提出していただく書類

記載方法についてはP13～P18をご覧ください。

申告していただく方	償却資産 申告書	種類別明細書		償却資産 種類別明細書 (資料用) ※[提出用]
		増加資産 ・ 全資産用	減少 資産用	
初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
償却資産が増えた方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
償却資産が減った方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
増加・減少どちらもある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
訂正が必要な資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
昨年申告の内容と変更のない方	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

※ 儻却資産種類別明細書（資料用）…令和6年度の資産内容を表示しています。
表示内容の変更や訂正のある場合は、正しい内容を申告してください。

償却資産申告書の記入について（特に注意すべき事項）

個人事業主の方は、事業所（店舗）の住所ではなく自宅の住所を記入してください。事業所（店舗）の住所は「15　所在地」の欄に記入してください。

土地や家屋を所有されている事業者様の納税通知書は原則一通にまとめて送付します。

下記に該当する場合でも申告が必要です。「18　備考」欄の該当する項目に○をつけ、申告書を提出してください。

◎前年中に資産の増減がない。

◎清算中の法人で、清算事務に使用しているもの及び他の事業者に貸し付けているものがある。

申告する資産がない場合や、解散・休業・廃業等により令和7年1月1日現在事業を行っていない場合は、「18　備考」欄にその旨及び該当年月日を記入し提出してください。

虚偽の申告をした場合又は申告しない場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、又は正当な理由なく申告をしない場合は、地方税法第385条及び第386条、下関市税条例第75条の規定により過料等を科されることがあります。

「減価償却内訳明細書」提出のお願い

本市では、申告書の添付資料として『減価償却内訳明細書』の提出をお願いしております。これは申告内容と減価償却内訳明細書の照合により、申告内容が適正であるかの確認をするためです。

減価償却内訳明細書とは

法人事業者の場合…法人税確定申告書の『別表16』の基となる減価償却資産の内訳
(名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量)がわかる書類

個人事業者の場合…確定申告提出用の決算書又は収支内訳書の減価償却資産の内訳
(名称・取得年月・取得価額・耐用年数・数量)がわかる書類

直近の減価償却内訳明細書の提出をお願いします。

実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、実地調査や帳簿書類等の検査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、実地調査等に伴って追加申告をお願いすることもありますが、その場合は、現年度だけでなく過年度に遡及して課税することもありますので、あらかじめご了承ください。

提出期限

令和7年1月31日(金)

個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載のお願い

1 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

申告の手引きP13～P14(提出書類の記入例)をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の欄に右詰めで記入してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書を提出していただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。

以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いします。(「通知カード」は令和2年5月25日に廃止となりましたが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用ができます。)

法人番号を記載した申告書を提出していただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 申告者本人が申告書を提出する場合(窓口・郵送)

番号確認資料	「個人番号カード(裏面)」「通知カード」「住民票の写し(個人番号記載)」等 ※「通知カード」は、現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。
身元確認資料	「個人番号カード(表面)」「運転免許証」「パスポート」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合(窓口・郵送)

申告者本人の番号確認資料	「本人の個人番号カード(裏面)」「本人の通知カード」「本人の住民票の写し(個人番号記載)」等 ※「通知カード」は現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード(表面)」「代理人の運転免許証」「代理人のパスポート」「代理人の税理士証票」等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等 ※代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

税額の算出方法について

償却資産の評価

資産ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。

①評価額の求め方

$$\begin{aligned} \text{初年度の評価額} &\rightarrow \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率}/2) \\ \text{次年度以降の評価額} &\rightarrow \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \end{aligned}$$

《計算例》

取得価額 1,000,000 円、耐用年数7年（減価率：年0.280）の場合

（取得月は何月でも計算は同じ）

$$\text{初年度の評価額} \rightarrow 1,000,000 \text{ 円} \times (1 - 0.280/2) = 860,000 \text{ 円}$$

$$\text{次年度の評価額} \rightarrow 860,000 \text{ 円} \times (1 - 0.280) = 619,200 \text{ 円}$$

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

②税額の算出方法

$$\text{課税標準額の合計} (1,000 \text{ 円未満切捨}) \times \text{税率} (1.4\%) = \text{税額} (100 \text{ 円未満切捨})$$

③免税点

課税標準額の合計が 150 万円未満である場合には、課税されません。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率				
		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの			
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926	44	0.051	0.974	0.949
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928	45	0.050	0.975	0.950
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931	46	0.049	0.975	0.951
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933	47	0.048	0.976	0.952
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934	48	0.047	0.976	0.953
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936	49	0.046	0.977	0.954
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938	50	0.045	0.977	0.955
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940	51	0.044	0.978	0.956
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941	52	0.043	0.978	0.957
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943	53	0.043	0.978	0.957
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944	54	0.042	0.979	0.958
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	41	0.055	0.972	0.945	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	42	0.053	0.973	0.947	56	0.040	0.980	0.960
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	43	0.052	0.974	0.948	57	0.040	0.980	0.960

納期

年税額は、4回の納期（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになります。税金のかかる方にのみ、4月上旬頃に納税通知書をお送りします。

固定資産税の軽減措置等

非課税・課税標準の特例について

地方税法第348条第2項に定める償却資産については非課税、同法第349条の3及び附則第15条等に定める資産については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

非課税や課税標準の特例を受けるためには、申告時に償却資産申告書の「10 非課税該当資産」又は「11 課税標準の特例」欄の有を○で囲み、「18 備考」欄の余白に適用条項等を記入してください。また、種類別明細書（増加資産・全資産用）の対象資産の摘要欄にも適用条項等を記入し、内容が明らかとなる書類等を添付してください。

※新規取得の非課税資産がある場合は、添付資料として固定資産税非課税申告書のご提出が必要となります。詳しくは、申告書提出先（裏表紙面参照）までお問合せください。

減免について

地方税法第367条の規定に基づき、下関市税条例第71条に定める償却資産は、所有されている方の申請があった場合、固定資産税が減免されます。

※新しく減免を受ける資産がある場合は、固定資産税減免申請書のご提出が必要となります。詳しくは、申告書提出先（裏表紙面参照）までお問合せください。

先端設備に対する課税標準の特例（地方税法附則第15条第44項）

中小企業等経営強化法による「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者等が課税標準の特例を受けることができる制度です。

- あらかじめ計画の認定を受ける必要があります。
- 下表1～4については、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれ、かつ生産販売活動等の用に直接供されるものであること及び、中古資産でないことが条件となります。
- 特例の適用にあたり、「先端設備等導入計画に係る認定申請書」、「先端設備等導入計画に係る認定書」及び認定支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」などの写しが必要になります。

種 別	販売開始時期	取得価格（※1）	取得時期
1 機械及び装置	10年以内	160万円以上	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
2 測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上	
3 器具・備品	6年以内	30万円以上	
4 建物附属設備（※2）	14年以内	60万円以上	

（※1）一台又は一基（一組又は一式）あたりの購入代価（※2）償却資産として課税されるものに限る
なお、家屋と一体で課税されるものは対象外

課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

適用条項(地方税法)		特例対象資産	具体例	特例割合
条	項・号			
第349条の3	第5項	内航船舶	漁船など(回遊船、遊漁船などを除く)	1/2
	第27項	家庭的保育事業用資産	直接各事業の用に供するもの	1/2
	第28項	居宅訪問型保育事業用資産		1/2
	第29項	事業所内保育事業用資産		1/2
附則第15条	第2項 第1号	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	沈殿又は浮上装置・油水分離装置・中和装置など	1/3
	第2項 第5号	下水道除害施設		4/5
	第23項 第1号	津波避難（指定避難用）施設	誘導灯・誘導標識・自動解除装置・防災用倉庫・防災用ベンチ・非常用電源設備など	5年間 2/3
	第23項 第2号	津波避難（協定避難用）施設		5年間 1/2
	第25項	特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備（非FIT）	
			1,000kw未満	3年間 2/3
			1,000kw以上	3年間 3/4
			風力発電設備	
			20kw未満	3年間 3/4
			20kw以上	3年間 2/3
			水力発電設備	
			5,000kw未満	3年間 1/2
			5,000kw以上	3年間 3/4
			地熱発電設備	
			1,000kw未満	3年間 2/3
			1,000kw以上	3年間 1/2
			バイオマス発電設備	
			1万kw未満	3年間 1/2
			1万kw以上2万kw未満	3年間 2/3
			バイオマス発電設備（木質・農業残渣区分）	
			1万kw以上2万kw未満	3年間 6/7
	第28項	浸水防止用設備	止水板・防止扉・排水ポンプ・換気口 浸水防止機など	5年間 2/3
	旧第32項	特定事業所内保育施設	事業運営費に係る補助を受けた特定事業所内保育施設の用に供するもの	5年間 1/2
	第44項	中小企業等経営強化法の 先端設備等	先端設備等導入計画に基づく新規で 取得した機械及び装置器具及び備品 ・工具・建物附属設備	3年間 1/2 R5.4.1～R7.3.31 取得分
			従業員に対する賃上げ方針の表明を 先端設備等導入計画内に記載した 場合の上記資産	5年間 1/3 R5.4.1～R6.3.31 取得分
				4年間 1/3 R6.4.1～R7.3.31 取得分

提出書類の記入例

償却資産申告書

1. 住所（又は納税通知書送付先）

住所は下関市で登録している送付先を印字してあります。印字されている住所に変更がある場合には申告書住所欄余白に記入してください。また、電話番号も記入してください。

※個人事業主の方は、事業所（店舗）の住所ではなく個人の住所を記入してください。事業所（店舗）の住所は15の欄に記入してください。

ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。

2. 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）に間違いがないか確認してください。

変更・訂正がある場合には二重線で消して正しく記入してください。

屋号がある場合は記入してください。

18. 備考（添付書類等）その2

「オ その他」には、以下の事項を記入してください。

- ・非課税又は特例に該当する資産を所有している場合はその適用条項
- ・前年中に所有者の住所・氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項
- ・納税管理人を定めている場合はその方の住所・氏名
- ・その他、この申告に必要な事項又は償却資産の評価について参考となるべき事項

※課税台帳の資産名称を漢字表記に修正されたい方は、提出用の償却資産種類別明細書（資料用）に記載のカタカナ表記を朱書き訂正し、「漢字変換希望」とご記入の上同封してください。

4. 事業種目（資本金等の額）

事業の種目を具体的に記入してください。

また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

提出年月日を記入します。

令和7年 / 月 / 日

下関市長様

令和7年度
償却資産申告書（償

受付印	シモノセキシ チョウフミナトマチ 1-1 下関市長府港町1番1号 (電話 123-4567)										個人番 は法人				
所 有 者 者	シモノセキサンギョウ カブシキガイシャ 下関産業 株式会社 代表取締役 下関 一郎 (屋号)										事業 4 (資本金等)				
資産の種類		取 得 価 額								計((イ)-(ロ))					
		前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ))	
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万
2	機械及び 装 置	4,230,000				0				1,300,000				5	
3	船 舶	36,477,800				28,627,800				0	45,000,000			81	
4	航 空 機									0				0	
5	車両及び 運 搬 具					1,800,000				1,500,000				0	
6	工具、器具 及び備品					2,000,000				630,000				0	1
7	合 計	44,507,800				36,657,800				2,130,000				46,300,000	88
資産の種類		評 価 額(本)								※ 決 定 価 格(△)				※ 課 稅 標	
1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万
2	機械及び 装 置														
3	船 舶														
4	航 空 機														
5	車両及び 運 搬 具														
6	工具、器具 及び備品														
7	合 計														

控が必要な方はコピーをとって

3. 個人番号又は法人番号
社会保障・税番号制度（マイナンバー）導入に伴い付番された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を右詰めで記入してください。

5. 事業開始年月
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

6. この申告に応答する者の係及び氏名
この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7. 税理士等の氏名
申告書等の作成を税理士等に依頼されている場合は、その方の氏名（法人名）及び電話番号を記入してください。

却資産課税台帳)

※ 所有者コード	提出用
0081529996	

号又 番号							8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
種目 の金額)	非鉄金属製造						9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	(170 百万円)						10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
始年月	昭和33年 5 月						11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
答する者の の氏名	経理課 総務課 山田 次郎 (電話 123-4567) 南部町1-2 番山 夏夫 (電話 231-1112)						12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
							13 税務会計上の償却方法	定率法 <input checked="" type="checkbox"/> 定額法 <input type="checkbox"/>
							14 青色申告	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

+ (八) (二)	市 (区) 町村内	15 (1) 下関市長府港町1番1号
千 円	における事業所 等資産の所在地	(2) 下関市彦島江の浦町1丁目1番2号
530,000		(3) 下関市萬川町大字田部幡地1
477,800		
300,000	16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等
370,000		下関リース(株)
677,800	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/>

準額 (ト)	18 備考 (添付書類等)
千 円	該当する項目に○をつけてください。
	ア 資産の増減なし
	イ 該当資産なし
	ウ 休業中 (年 月 日から)
	エ 廃業 転出 解散 (年 月 日)
	オ その他
	申告書の控えが必要な場合は、 あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

記入する必要はありません。
ただし、自社会計システムにより全資産申告を行う場合は、記入が必要です。

いただくようお願いします。

8~14.

該当する方を○で囲んでください。

短縮耐用年数の承認を受けている場合は国税局長の承認通知書の写し、増加償却の届出を行っている場合は税務署長への届出書の写し添付してください。

なお、償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められていません。

15. 市内における事業所等資産の所在地

下関市内の事業所及び資産の所在地を全て記入してください。

16. 借用資産 (有・無)

該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

18. 備考 (添付資料等) その1

- 資産の増減がない場合は、「ア 資産の増減なし」に○をつけてください。
- 資産がない場合は、「イ 該当資産なし」に○をつけてください。
- 事業所の休業・廃業・転出・解散などがあった場合は「ウ 休業中」「エ 廃業 転出 解散」の該当する項目に○をつけ、その発生した年月日を記入してください。

種類別明細書

取得年月

資産を実際に取得した年月を記入してください。

なお、年号については、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。

1. 増加資産・全資産の場合

記入上の注意事項

1. 文字・数字は枠の中に正確に記入してください。

●資産の名称等 20文字以内で左詰めで記入してください。

●数量 右詰めで記入してください。

●取得年月 年号については、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」とし、取得した年と月を記入してください。また、数字が1桁の場合の左側の空白部分は〇を記入してください。

例えば、令和6年6月15日に取得した場合は、次のようになります。

正

5	0	6	0	6
---	---	---	---	---

 誤

6	0	6	1	5
---	---	---	---	---

●取得価額 右詰めで記入してください。

●耐用年数 右詰めで、空白部分には〇を記入してください。

正

0	5
---	---

 誤

5	0
---	---

2. 資本的支出は本体と区分して記入してください。(P3参照)

3. 摘要には次のような事項を記入してください。

①特例資産又は非課税資産がある場合は、その適用条項

(例) 法第349条の3第3項

②割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等

③短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

④増加償却を行っている資産については、その旨の表示

⑤平成20年1月1日以前に取得した資産を新しく申告する場合で、平成20年省令改正による耐用年数の変更があった場合

新耐用年数 → 耐用年数欄

旧耐用年数 → 摘要欄(旧耐用年数〇年)

を記入してください。

⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

資産の種類

「1. 構築物」

「2. 機械及び装置」

「3. 船舶」

「4. 航空機」

「5. 車両及び運搬具」

「6. 工具、器具及び備品」

の資産の種類に対応する数字を記入してください。

記入する必要はありません。

「令和7」と記入してください。

年度

*	所有者コード	*	種類
1			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等
01	1		路面鋪装
02	2		ボル船
03	2		電動機
04	2		ベルトコンベア
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
19			
20			
			小計

課税標準の特例

記入する必要はありません。ただし、自社会計システムにより全資産申告を行う場合は、率の欄に次の例のように記入してください。(分子1桁 分母2桁で記入)

(例) 12分の1の特例 : 112 3分の2の特例 : 203

また、摘要欄にはその適用条項等を記入してください。

2. 資産内容に変更がある場合

種類別明細書(資料用)について、変更がある場合、右記のように1月1日時点で所有している資産内容を記入してください。

記入上の注意事項

- 右記のように「増加資産・全資産用」を消し、「変更用」と記入してください。
- 資産コードは「償却資産種類別明細書(資料用)」で変更する資産のコードを確認の上、記入してください。
- 摘要欄には変更となった項目を記入してください。
- 文字・数字は枠の中に正確に記入してください。
- 既存の資産で平成20年省令改正による耐用年数の変更があった場合
新耐用年数 → 耐用年数欄
旧耐用年数 → 摘要欄(旧耐用年数〇年)
を記入してください。

「令和7」と記入してください。

年度

*	所有者コード	*	
1			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等
01	242000112	70レス様	
02	242600105	コニアレッサ	
03	642600603	7-ラ	
04			
05			
06			
07			

「償却資産種類別明細書(資料用)」中の資産コードを記入してください。

3. 減少資産の場合

申告済資産が売却・滅失等の理由で減少した場合、右記のように(減少資産用)の明細書にて申告してください。

記入上の注意事項

- 抹消コード(資産コード)は「償却資産種類別明細書(資料用)」で減少する資産のコードを確認の上、記入してください。
- 摘要欄には次のような事項を記入してください。
①当該資産が減少した事由について、「1. 売却」にあってはその売却先の名称等を、「2. 滅失」にあってはその滅失の理由等を、「3. 移動」にあってはその受け入れ先の所在地等を、「4. その他」にあってはその減少の事由等を記入してください。
②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。
(例) 当初取得価額96万円(数量8)のうち60万円(数量5)分減少(残額36万円)
③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。
- 文字・数字は枠の中に正確に記入してください。

「令和7」と記入してください。

年度

*	所有者コード	*	
1			
行番号	資産の種類	抹消コード(資産コード)	資産の名称等
01	542000502	7オーライト	
02	642200601	7クシヤキ	
03	642500803	デシタクシヨウケイサンキ	
04			
05			
06			
07			

「償却資産種類別明細書(資料用)」中の資産コードを記入してください。

「増加資産・全資産用」を消して「変更用」と記入してください。

(変更用)

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名		2枚のうち
下関産業 株式会社		1枚目

第二十六号様式別表一(提出用)

数 量	年 号	取得年月			(イ) 取得価額			(ロ) 減価残存率	価 額	(ハ) ※課税標準の特例			課税標準額			増 加 事 由	摘要
		年	月														
	141907	十億	百万	千	円	3000	0000	07	0	十億	百万	千	円	1・2	耐用年数 3・4(適合未正以外)	耐用年数 3・4(適合未正以外)	
	142508					800	0000	13	0							1・2 3・4	取得年月の変更
	142506					600	0000	06	0							1・2 3・4	取得価額
									1.0							1・2 3・4	
									1.0							1・2 3・4	
									1.0							1・2 3・4	
									1.0							1・2 3・4	
									1.0							1・2 3・4	

記入しないでください。

変更項目を記入してください。

当該償却資産が減少した事由とその区分に該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

種類別明細書(減少資産用)

所有者名		1枚のうち
下関産業 株式会社		1枚目

第二十六号様式別表二(提出用)

数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分		摘 要
	年	月					1売却	2滅失	
							3移動	4その他	
	141910	十億	百万	1500	0000	04	1・2 ③・4	①・2	令和6年 宇部支店へ
	142109			230	0000	05	①・2 ②・3・4	①・2	令和6年 下関商事(株)へ
	542407			600	0000	06	①・2 ②・3・4	①・2	当初取得価額 96万円(数量8) のうち 60万円(数量5)分減少(残額 36万円) 下関商事(株)へ
							1・2 ③・4	1・2	
							1・2 ③・4	1・2	
							1・2 ③・4	1・2	

記入する必要はありません。

申告書の提出先・お問い合わせ先

◎下関市財政部 資産税課 償却資産係（西棟2階B5番窓口）

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL (083) 231-1918（直通）

◎下関市 菊川総合支所 市民生活課 税務係

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

TEL (083) 287-4001（直通）

◎下関市 豊田総合支所 市民生活課 税務係

〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918番地1

TEL (083) 766-2953（直通）

◎下関市 豊浦総合支所 市民生活課 税務係

〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1

TEL (083) 772-4012（直通）

◎下関市 豊北総合支所 市民生活課 税務係

〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1

TEL (083) 782-1918（直通）

○申告書は上記窓口でお受けいたします。

○申告用紙が足りない時はお知らせください。下関市のホームページからダウンロードすることもできます。

下関市のホームページ

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

ホーム



暮らし・手続き



税金



固定資産税



固定資産税・都市計画税に関する申請書